

処 分 基 準

平成27年12月10日作成

法 令 名 : 銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項 : 第11条第7項
処 分 の 概 要 : 取消し前の銃砲等の提出命令
原権者(委任先) : 長野県公安委員会
法 令 の 定 め : 銃砲刀剣類所持等取締法第11条第1項から第4項まで及び第7項(許可の取消し及び仮領置)、第27条第1項(提出命令)
処 分 基 準 : 当該銃砲又は刀剣類が犯罪に使用されるおそれがある場合等、危害を予防する必要があると認めるときは、銃砲又は刀剣類の提出を命じ、これを仮領置する。
問 い 合 わ せ 先 : 長野県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務担当室 (電話 : 026-233-0110)
備 考 :